

青森中央短期大学 利益相反マネジメントポリシー

令和3年12月1日制定

青森中央短期大学は、社会貢献を重要な役割の一つと位置づけ、教育・研究成果を社会へ還元するため、産学官連携を積極的に推進している。

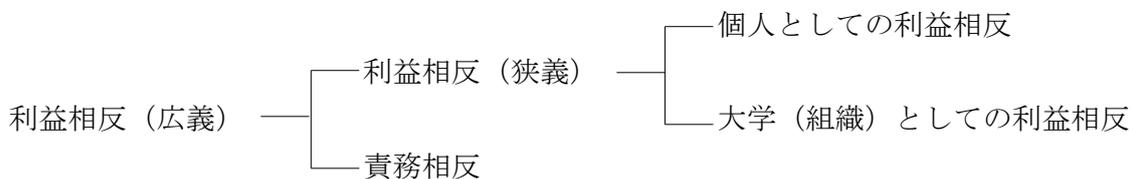
産学官連携を進めるうえで、教職員や大学が特定の企業等から正当な利益を得ること、あるいは特定の企業等に対し必要な範囲において正当な責務を負うことは妥当である。

しかしながら、外部との経済的な利益関係等によって、大学本来の使命たる教育・研究に対する責務や大学における職務遂行に必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれることがあってはならないと考える。

本学は、利益相反の適切なマネジメントにより、大学の社会的信頼を確保するとともに教職員等が安心して産学官連携に取り組める環境を整備することを目的として、ここに、利益相反に対する本学の基本的な考え方を利益相反マネジメントポリシーとして定め、産学官連携を通じた教育・研究成果の社会還元を促進する。

1. 利益相反の定義

利益相反を次のとおり定義し、広義の利益相反を本ポリシーの対象とする。



(1) 利益相反（広義）

「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方を含む概念をいう。

(2) 利益相反（狭義）

教職員等又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益と教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状態をいう。

(3) 個人としての利益相反

教職員等個人が得る利益と教職員等個人の大学における責任が衝突・相反している状態をいう。

(4) 大学（組織）としての利益相反

大学が組織として得る利益と大学の社会的責任が衝突・相反している状態をいう。

(5) 責務相反

教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っているため、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいう。

2. 基本姿勢

- (1) 本学は、社会貢献という本学の使命に鑑み、産学官連携を積極的に推進する。
- (2) 本学は、産学官連携活動の過程において付随的に生じ得る利益相反が深刻な事態へと発展することを未然に防止するため、適切な利益相反マネジメントを行う。
- (3) 本学は、教職員等からの申告に基づき、第三者が利益相反の疑念を抱くおそれのあるものについては、適切な助言、指導等により、その解消を図る。
- (4) 本学における利益相反マネジメントは、教職員等の産学官連携活動を制限するものではなく、教職員等の自主性を最大限に尊重するとともに、大学の社会的信頼の確保と教職員等が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するためのものである。

3. 対象と基準

- (1) 本ポリシーは、本学の教職員等を対象とする。教職員等とは、本学の教員、職員、及びその他任用にあたって職務発明等につき契約がなされている者をいう。
- (2) 産学官連携活動において生ずる利益相反の状態が、社会通念上妥当とされる範囲を逸脱し、大学の教育・研究活動の公正さに疑念を生じさせるか否かを基本的な判断基準とする。

4. マネジメント体制

利益相反マネジメントに係る基本方針及び具体的事項に関する審議を行うため、利益相反マネジメント委員会を設置する。

5. その他

本ポリシーを運用するために必要な具体的取扱い事項については、「青森中央短期大学利益相反マネジメント規程」等に別途定める。

以上